

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第33号

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成28年鈴鹿市規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(使用許可の <u>申請等</u>)	(使用許可の <u>申請</u>)
第2条 略	第2条 略
2・3 略	2・3 略
<u>4 条例第3条第3項の登録を受けようとする者は、鼓ヶ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場使用者登録申請書兼誓約書（第1号の2様式）を市長に提出しなければならない。</u>	
(使用の許可等)	(使用の許可等)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
<u>3 第1項の許可書又は前項の使用券の交付を受けた者は、運動施設を使用するときは、当該許可書又は使用券を携帯し、係員の要求があったときは、提示しなければならない。</u>	3 <u>前2項の規定により許可書又は使用券の交付を受けた者は、運動施設を使用するときは、当該許可書又は使用券を携帯し、係員の要求があったときは、提示しなければならない。</u>

4 市長は、前条第4項の規定による申請があった場合は、鼓ヶ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場登録証（第4号の2様式）を当該申請をした者に交付するものとする。

5 前項の登録証の交付を受けた者は、鼓ヶ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場を使用するときは、当該登録証を携帯し、係員の要求があったときは、提示しなければならない。

（使用許可の制限）

第4条 市長又は指定管理者は、前条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、使用を制限するものとする。ただし、運動施設が他のものに使用される見込みがないとき、又は市長若しくは指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 石垣池公園野球場、鈴鹿市立西部野球場、石垣池公園陸上競技場、鈴鹿市立西部テニスコート、鼓ヶ浦サン・スポーツランドテニスコート、鼓ヶ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場、鈴鹿川河川緑地運動広場又は桜の森公園野球場において、土曜日、日曜日又は休日に同一施設を月2回以上使用しようとするとき。

(4)～(7) 略

（保護者等の同伴）

第13条 次の各号に掲げる使用者が当該各号

（使用許可の制限）

第4条 市長又は指定管理者は、前条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、使用を制限するものとする。ただし、運動施設が他のものに使用される見込みがないとき、又は市長若しくは指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 石垣池公園野球場、鈴鹿市立西部野球場、石垣池公園陸上競技場、鈴鹿市立西部テニスコート、鼓ヶ浦サン・スポーツランドテニスコート、鈴鹿川河川緑地運動広場又は桜の森公園野球場において、土曜日、日曜日又は休日に同一施設を月2回以上使用しようとするとき。

(4)～(7) 略

（保護者等の同伴）

第13条 使用者が中学生以下の者であって、

に定める運動施設の個人使用をするときは、当該使用者の保護者又はこれに準ずる者が同伴しなければならない。

(1) 中学生以下の者 トレーニング室又は武道館

(2) 小学生以下の者 鼓ヶ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場

別表（第2条関係）

運動施設名	申請場所	申請期間
略	略	略
鼓ヶ浦サン・スポーツランド	鼓ヶ浦サン・スポーツランド	使用日の3月前から使用日まで（市外の者にあつては、使用日の1月前から使用日まで）
<u>鼓ヶ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場</u>	ド管理事務所	
略	略	略

トレーニング室又は武道館の個人使用をするときは、当該使用者の保護者又はこれに準ずる者が同伴しなければならない。

別表（第2条関係）

運動施設名	申請場所	申請期間
略	略	略
鼓ヶ浦サン・スポーツランド	鼓ヶ浦サン・スポーツランド	使用日の3月前から使用日まで（市外の者にあつては、使用日の1月前から使用日まで）
	ド管理事務所	
略	略	略

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号の2様式（第2条関係）

鼓ヶ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場使用者登録申請書兼誓約書

年 月 日

(宛先)

<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> ※更新
-----------------------------	------------------------------

※更新の場合、申請内容に変更がある場合のみ下記の欄に記入をお願いします。

ふりがな		
氏名		
住所	〒 —	
生年月日	年 月 日 (歳)	
連絡先	電話番号	— —
	緊急連絡先	— — (続柄:)

誓 約 書

私は（保護者は）、鼓ヶ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場を使用するに当たり、施設管理者の指示に従い、施設使用上のルール及び使用基準を遵守するとともに、当該施設で発生した一切の事故、怪我等について自己責任で解決することを誓約します。

登録者 署名 _____

別添記載の利用規約について承諾しました。

※登録者が中学生以下の場合

保護者署名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 (歳)

住 所 _____

電話番号 _____

職員 記入欄	登録者 (保護者) 確認書類	免許証・パスポート・マイナンバーカード・学生証・ 在留カード・その他 ()	登録番号
			—

第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号の2様式（第3条関係）

登録証

<p>鼓ヶ浦サン・スポーツランド 多目的スポーツ広場使用登録証</p>			
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">登録No.</td></tr><tr><td style="text-align: center;">—</td></tr></table>	登録No.	—	<p>氏名</p> <p>_____</p>
登録No.			
—			
<p>あなたは、鼓ヶ浦サン・スポーツランドの多目的スポーツ広場の使用登録者であることを証明します。</p>			
年 月 日	 鈴 鹿 市		

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。